

ACSV MONTHLY LETTER

● 修繕費の判定

固定資産に修理・改良などをするための支出は、その内容によって、修繕費として全額経費となるか、資本的支出（固定資産に計上し、減価償却）となります。

その判定の主なポイントは以下の通りです。

なお、支出の単位は、「一つの計画に基づき、同一の固定資産に対するもの」で、決算日をまたぐ場合はそれぞれの年度で判定します。

	判定方法	判定
	支出額が 20 万円未満	修繕費
	周期がおおむね 3 年以内	修繕費
	増築・拡張など、物理的に付け加えられたものではない 改造・改装など、用途変更のためのものではない 特に品質や性能を高くするための取替えではない	以下へ
a	通常の維持管理のもの	修繕費
b	支出額が 60 万円未満 または 前期末取得価額の 10% 以下	修繕費
c	支出額の 30% または 前期末取得価額の 10% 以下 の少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出とする	一部修繕費

の支出の場合、a の「通常の維持管理のもの」は、見解が分かれるところなので、b の金額基準が重要になるかと思えます。よって、「一つの計画に基づく、同一の固定資産に対する支出が、60 万円未満または前期末取得価額の 10% 以下」であれば「修繕費」となります。

なお、判定の結果「資本的支出」となった場合でも、中小企業者等が平成 22 年 3 月 31 日までに取得した固定資産で、30 万円未満のものは全額を即時償却できます（年間 300 万円が限度です）。

税務カレンダー

	内容	備考
9 月	-	
10 月	個人住民税納付（第 3 期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ 電子メール でお願いしております）